週　報

「信じます。
不信仰なわたしを、
お助けください」。

（マルコによる福音書第 9 章 24 節）

人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています
日本基督教団　西宮公同教会

〒662-0834
兵庫県西宮市南昭和町 10－22
TEL　0798－67－4691
FAX　0798－63－4044
郵便振替　01170－3－4901
ホームページアドレス
http://www.koudou.jp/
電子メールアドレス
koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

（前週よりのつづき）

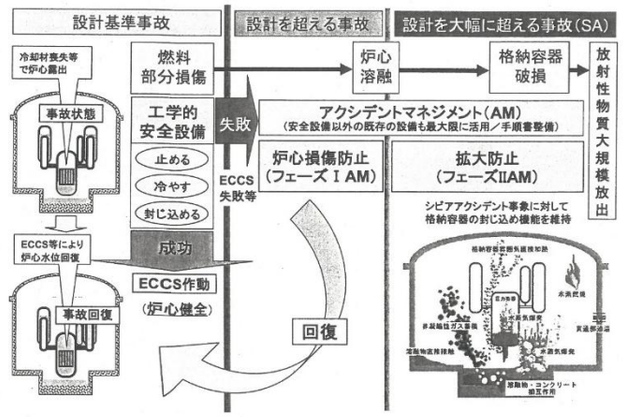

図 3-2　アクシデントマネジメント策の概要

事故の確率を、隔離的安全評価では、「約 1000 万年に 1 回」ないし、「約 1 億年に 1 回」としたものの、原子力防災概説の「図 3-2 アクシデントマネジメント策の概要」によれば、「設計を越える事故」の場合でも、「回復」が可能な場合もありますが、「炉心溶融」「格納容器破壊」となると、回復の文字が消えてしまいます。

東電福島で起こった重大事故です。

東電、国は、この事故について「想定外」だとし、起こされた刑事裁判では、最高裁まで争われましたが、その「想定外」で裁判は結審し、誰一人事故の刑事責任は問われなくなってしまいました。

しかし、そもそも「想定外」だったのは、地震・津波そして全電源喪失による事故ではなく、原子力発電所の稼働で、重大事故は「想定しない」ことが条件だったのです。

もし、重大事故を想定した時、それに対する事故対策は、そもそも描きようがなかったのです。

それが「図 3-2 アクシデントマネジメント策の概要」の「回復」という大きな→が、その先では書かれている理由であり、「放射性物質大量放出」の表示です。

・6 月 24 日「郡山市、出荷制限続くタケノコ、『個体検査』国や県に要望へ」
・6 月 27 日「第一原発で、IAEA 事務局長、廃炉妥協なく完遂を」
・6 月 29 日「使用済核燃料、1450 トン発生、全国 7 原発 13 基プール貯蔵が切迫」
・7 月 1 日「汚染調査地域、5 町村を解除、環境庁」
・7 月 2 日「摂取、出荷制限、全て解除、県内 6 町村、復興拠点の野菜、営業再開へ弾み」
・7 月 3 日「第一原発ロボットアーム、進入路の整備今月にも着手」
・7 月 7 日「双葉町の特定居住区域の一部、放射線量『十分に低減』町検証委が最終報告書」

たとえば、事故から 15 年余り使った東電福島の状況が、この 6 月 24 日～7 月 7 日までの現状です。

たとえば、事故の原子炉が立地する双葉町に設けられた「特定居住区域」は、そこを特定することで、その区域だけの徹底的な「除染」が実施され、居住区域にして認定されました。

「町は、町内 9 行政区域に設けられた特定帰還区域（計約 690 ヘクタール）のうち、下長塚・羽鳥・三字行政区（立入規制緩和区域）130 ヘクタールについて、今年中の避難指示解除を目指している」「報告までは、3 つの行政区の除染の効果や自然減衰などが認められ、避難指示解除に伴う放射線被ばくリスクは十分低いと評価した」「除染が完了した面積の割合（6 月末時点）は、それぞれが下長塚が 71%、三字が 78%、羽鳥が 60%となっている。除染後の 3 つの行政区の平均的空間線量は、毎時 0.87 マイクロシーベルト、国が避難指示解除基準の一つとしている年間空間線量 20 ミリシーベルト（毎時 3.8 マイクロシーベルト）を下回っている」（7 月 7 日、福島民報）。

（次週につづく）